# 松本市
# 精神障がい者
# 福祉制度のあらまし



「魚のおよぐ帽子」


〇松本市役所（東庁舎内）〒390－8620　松本市丸の内３番７号

障がい福祉課　　(直)0263－34－3212　　[FAX]0263－36－9119

[メールアドレス]s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

こども福祉課　　(直)0263－33－4767　　[FAX]0263－36－9119

[メールアドレス] kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp

〇松本市役所（波田支所内）〒390－1492　松本市波田 4417 番地１

西 部 福 祉 課　　(直)0263－92－3002　　[FAX]0263－92－7111

[メールアドレス]w-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

# 利用される皆様へ

## あらましをご覧になる時の留意点

### 留意点①

制度名の左側の欄に「☆」印がある制度は、課税状況や世帯状況などが要件となっている制度です。手帳交付の説明時点では対象(対象外)でも、その後の状況変化によっては対象外(対象)となる可能性があります。

また、市役所では、その都度の状況変化を把握して、案内することができません。手帳所持者又は、その家族の方が申出をしていただく必要があります。

| ☆ | 心身障害者福祉手当(市の制度) |
|---|---|

(例)

### 留意点②

この冊子では、障がいがある方に関係する福祉制度の主な内容を、簡易にまとめて紹介しています。制度のすべてを説明したものではなく、また内容が変更される場合があります。

制度を利用される場合は、詳細について事前に各制度担当窓口(機関)に必ずお確かめください。

この冊子と同じものを松本市のホームページにも掲載しています。

http://www.city.matsumoto.nagano.jp/

情報に変更があった場合などに更新していますので、そちらもご利用ください。

### 留意点③

この冊子に「年度」と表記されている場合は、「4月から翌年3月」の期間を意味します。

(例　令和8年度＝令和8年4月から令和9年3月)

# ― 松本市精神障がい者福祉制度のあらまし 目 次 ―

## 1 手 帳


□精神障害者保健福祉手帳 ･･･1


## 2 医 療


□福祉医療 ･･･2
□自立支援医療(精神通院) ･･･3
□後期高齢者医療 ･･･4
□在宅歯科医療連携室 ･･･4


## 3 年金･手当


□障害基礎年金 ･･･5
□障害厚生年金 ･･･5
□特別障害給付金 ･･･6
□児童扶養手当 ･･･6
□特別児童扶養手当 ･･･7
□障害児福祉手当 ･･･7
□特別障害者手当 ･･･8
□心身障害者福祉手当 ･･･8
□特定疾患患者見舞金 ･･･9
□心身障害者(児)扶養共済 ･･･10
□交通･災害遺児見舞金 ･･･11
□交通及び災害遺児等福祉金 ･･･11


## 4 税 金


□自動車税･軽自動車税の減免 ･･･12
□所得税･市県民税に関する所得控除 ･･･14
□利子等の非課税(障害者マル優) ･･･14
□相続税に関する障害者控除 ･･･15
□贈与税の非課税 ･･･15


## 5 貸付制度


□生活福祉資金の貸付 ･･･16

## 6　移動支援


□鉄道運賃の割引 ･･･17
□国内線航空旅客運賃の割引 ･･･17
□バス運賃の割引 ･･･18
□タクシー運賃の割引 ･･･18
□福祉100円バス事業 ･･･19
□障がい者の上高地通行許可 ･･･19
□信州ﾊﾟｰｷﾝｸﾞ・ﾊﾟｰﾐｯﾄ(障がい者等用駐車場利用証)制度 ･･･20
□松本市自転車駐車場(有料)の減免 ･･･21
□駐車禁止規制の適用除外 ･･･22


## 7　在宅生活の援助


□自立支援給付(介護給付・訓練等給付)／障害児通所給付 ･･･23
□地域生活支援事業 ･･･27
□介護保険制度 ･･･28
□有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」 ･･･29
□タイムケア事業 ･･･29
□訪問給食サービス ･･･30
□公営住宅(市営・県営住宅)の入居 ･･･30
□家具転倒防止事業 ･･･31
□くみとり料金の免除 ･･･31
□NHK 受信料の減免 ･･･32
□携帯電話基本使用料等の割引 ･･･32
□ヘルプマーク ･･･33
□やまびこ文庫 ･･･33
□救急医療情報キット支給事業 ･･･34
□終活情報登録事業 ･･･35
□避難行動要支援者名簿 ･･･35
□市内各種施設の利用料金の割引 ･･･35


## 8　相　談


□松本市役所 ･･･36
□行政機関等 ･･･37
□松本市障がい者基幹相談支援センター ･･･38
□松本市障がい者総合相談支援センター ･･･38

□障がい者就労支援事業 ･･･39
□ピアカウンセリング事業 ･･･39
□地域活動支援センターⅠ型 ･･･39
□松本公共職業安定所（ハローワーク松本） ･･･40
□松本圏域障がい者就業・生活支援センターしぇるぱ ･･･40
□長野県発達障がい情報・支援センター ･･･41
□長野県精神保健福祉センター ･･･41
□こころの相談 ･･･42
□いのちのきずな松本 ･･･42
□長野いのちの電話（松本） ･･･42
□日常生活自立支援事業 ･･･43
□成年後見制度 ･･･43

## 9 資　料

□障がいのある人を虐待から守りましょう ･･･44
□障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について ･･･45

# 1 手 帳

## 精神障害者保健福祉手帳

精神の障がいを持つ方に対して、自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付され、福祉サービス等が利用しやすくなります。障がいの程度により、1～3級まで区分されます。

〇対象　　初診日から6か月以上過ぎている方

〇申請書類　⑴障害者手帳交付申請書
⑵写真　縦4cm×横3cm
脱帽して上半身を写したもので、撮影後1年以内のもの
⑶・⑷のいずれか一方
⑶精神障害者保健福祉手帳用診断書
⑷●基礎年金番号及び年金コードが分かる書類
（精神障がいを支給事由とする年金証書・裁判通知・振込（支払）通知書等）
●同意書
⑸マイナンバーのわかるもの及び身元確認書類
⑹松本市精神障がい者台帳付表
⑺税関係閲覧承諾書

〇有効期間　2年間
**（更新される方は、期限の3か月前から手続きできます）**
**※更新時期をお知らせする通知はお送りしていませんので、期限切れにご注意ください。**

〇その他　交付されるまでには申請してから約3か月程かかります。

〇窓口　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 2 医 療

### ☆ 福祉医療

障がい者(児)の健康保持と福祉の増進を図るため、医療保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成します。

〇対象者

| 対象者 | 所得制限 |
|---|---|
| 身体障害者手帳1級・2級の方 | なし |
| 療育手帳 A1の方 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 | |
| 身体障害者手帳3級・4級の方 | 所得が特別障害者手当を受給できる範囲内の額 |
| 療育手帳A2、B1の方 | |
| 特別児童扶養手当1級・2 級の方(20 歳まで) | |
| 精神障害者保健福祉手帳2級の方 | |
| 65 歳以上で障害年金1・2級の年金証書をお持ちの方 | |

(注)18 歳以下は、所得制限がありません。

〇必要書類　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳をお持ちでない方は、障がいの程度がわかる年金証書等)、健康保険証またはマイナ保険証もしくは資格確認書、振込口座のわかるもの(通帳、キャッシュカード等)、マイナンバーのわかるものおよび身元確認書類

〇窓口　障がい福祉課(20 歳以上)　電話 34－3036　FAX36－9119
こども福祉課(20 歳未満)　電話 33－9855　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111
各支所・出張所(申請書類の受付のみ)

## ☆ 自立支援医療（精神通院）

自立支援医療（精神通院）は、精神科通院にかかる医療費の自己負担額が1割になる制度です。世帯の所得に応じて月額自己負担上限額があります。

（松本市国民健康保険の加入者は、自己負担額が0円になります）

〇申請書類　⑴自立支援医療（精神通院）申請書

⑵医療保険の本人及び被保険者が確認できるもの（下記のいずれか一つ）

・資格確認書

・資格情報のお知らせ

・マイナポータル画面を印刷したもの

⑶医師の診断書

※同日に申請する精神障害者保健福祉手帳の診断書が要件を満たす時、自立支援医療用の診断書を省略できる場合があります。

※診断書は、2年に1度（隔年）の提出です。

⑷個人番号及び税務情報の閲覧及び提供に関する同意書

⑸非課税世帯で障害年金や手当を受給している方は、受給額の分かる書類（直近の振込・支払通知書、通帳の写し等）

⑹マイナンバーのわかるものおよび身元確認書類

〇有効期間　1年間

**継続して自立支援医療を受けるためには、更新申請が必要になります。**

**（期限の3か月前から申請ができます）**

**※更新時期をお知らせする通知はお送りしていませんので、期限切れにご注意ください。**

〇窓口

| | | |
|---|---|---|
| 障がい福祉課 | 電話 34－3212 | FAX36－9119 |
| こども福祉課 | 電話 33－4767 | FAX36－9119 |
| 西部福祉課 | 電話 92－3002 | FAX92－7111 |

## 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上75歳未満の方も一定程度の障害がある方は、長野県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けると、認定を受けた日から後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度へ加入する方は、現在ご加入の健康保険から脱退することになり、被保険者ごとに保険料がかかりますので、よくご検討のうえ申請してください。

〇対象者　65 歳以上 75 歳未満の方で、次に該当する方

⑴ 身体障害者手帳

①1級から3級までのいずれかに該当する方

②音声機能、言語機能障害の4級に該当する方

③4 級の方で下肢障害の1号、3号または4号のいずれかに該当する方

⑵ 療育手帳

重度（A1、A2）に該当する方

⑶ 精神障害者保健福祉手帳

1級または2級に該当する方

⑷ 国民年金証書

障害年金1級または2級を受給している方

（注）75 歳以上の方は、全ての方が後期高齢者医療制度に加入となります。（手続きはありません。）

〇必要書類　障害認定申請書（保険課または支所・出張所にあります。）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、現在加入の被保険者証

〇窓口　保険課　電話 34－3216　FAX39－2523

各支所・出張所（申請書類の受付のみ）

## 在宅歯科医療連携室

長野県が長野県歯科医師会に委託している事業です。在宅で療養中の歯科医院への通院が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の在宅歯科医療に関する下記の相談等に、原則として歯科衛生士が応じます。

⑴在宅で歯科医療や口腔ケア指導等を希望する方からの相談

⑵在宅歯科医療を実施する歯科医院の紹介

⑶在宅歯科医療に関する医療や介護、福祉の関係者等との連携調整

〇相談日時　平日午前10時～午後4時

〇利用方法　電話番号 026－215－5015　FAX026－222－3060

# 3 年金・手当

## 障害年金

病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けた時（初診日）の年金加入状況によって請求の種類が異なります。また、障害年金を受け取るには、初診日や障害状態、年金の納付状況等の条件があります。

請求の詳細については、それぞれの担当窓口へお問い合わせください。

| | | |
|---|---|---|
| | **障害基礎年金** | **初診日において、国民年金加入中もしくは年金制度未加入（20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満）の方** |

| | | |
|---|---|---|
| 年金額 | 年額（令和8年4月～） | 1級　1,059,125円（S31.4.2 以降にお生まれの方）<br>1,056,125 円（S31.4.1以前にお生まれの方） |
| | | 2級　847,300 円（S31.4.2 以降にお生まれの方）<br>844,900 円（S31.4.1以前にお生まれの方） |
| | 加算額（子の人数により加算） | 2人目の子まで1人につき　243, 800円 |
| | | 3人目以降の子1人につき　81, 300円 |

○支給制限　　20 歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給等により支給制限があります。

○窓口　　日本年金機構　松本年金事務所　　電話25－8100　FAX25－8103
松本市役所市民課年金担当（1番窓口）　電話34－3218　FAX37－0260

| | | |
|---|---|---|
| | **障害厚生年金** | **初診日において厚生年金加入中の方** |

| | | |
|---|---|---|
| 年金額 | 障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乗せされます。 | |
| | 1級 | 報酬比例の年金額×1．25＋配偶者加給年金額 |
| | 2級 | 報酬比例の年金額＋配偶者加給年金額 |
| | 3級 | 報酬比例の年金額　（注：3級は障害基礎年金が支給されません） |

○窓口　　日本年金機構　松本年金事務所　電話25－8100　FAX25－8103

## 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方について、福祉的措置として平成17年4月から始まりました。

支給対象者等、詳細な要件については、担当窓口へお問い合わせください。

※令和8年4月～

| | | |
|---|---|---|
| 支給額 | 障害基礎年金1級相当に該当する方 | 月額　58，650円(2 級の 1.25 倍) |
| | 障害基礎年金2級相当に該当する方 | 月額　46，920円 |

○窓口　　日本年金機構　松本年金事務所　　電話25－8100　FAX25－8103
　　松本市役所市民課年金担当(1番窓口)　電話34－3218　FAX37－0260

## ☆ 児童扶養手当

離婚等により、父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子、20歳未満の障がいのある子を監護する父、母、または養育者に支給されます。

支給対象者等、詳細な要件については、担当窓口へお問い合わせください。

| | | |
|---|---|---|
| 支給額 | 児童1人目 | 全部支給:月額　48,050円 |
| | | 一部支給:月額　48,040 円～11，340円 |
| | 児童2人目以降(加算額) | 全部支給:月額　11，350円 |
| | | 一部支給:月額　11，340円～5，680円 |

※公的年金を受給している(これから受給する)場合は、年金額が手当額より低い場合に、その差額が支給されます。ただし、令和3年3月の法改正により障害年金(厚生3級を除く)を受けている場合は、子加算額との差額支給となります。

○障がい程度　20 歳未満の児童で、身体障害者手帳おおむね1～3級程度、療育手帳 A1～B1 程度、精神障がい

○支給制限　　所得等の条件により支給制限があります。

○窓口　　こども福祉課　電話 33－9855　FAX36－9119
　　西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## ☆ 特別児童扶養手当

障がいのある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または養育者に手当が支給されます（身体障害者手帳、療育手帳等を交付されていなくても申請できる場合があります。）

| | | |
|---|---|---|
| 支給額 | 1級 | 障がい児1人につき　月額58，450円 |
| | 2級 | 障がい児1人につき　月額38，930円 |

〇障がい程度　1級：身体障害者手帳1～2級程度、療育手帳A1～A2程度、精神障がい
2級：身体障害者手帳3級程度（一部4級も）、療育手帳B1程度（一部B2も）、精神障がい

〇支給制限　所得等の条件により、支給制限があります。

〇窓口　こども福祉課　電話 33－9855　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111（申請書類の受付のみ）

## ☆ 障害児福祉手当

日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20 歳未満）に支給されます。

〇支給額　月額16，560円

〇障がい程度　身体障害者手帳1～2級（一部）程度、知能指数おおむね 20 以下程度、精神障がい

〇支給制限　所得等の条件により、支給制限があります。

〇窓口　こども福祉課　電話 33－9855　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111（申請書類の受付のみ）

## ☆ 特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者に支給されます。

〇支給額　　月額30，450円

〇障がい程度　障害基礎年金1級程度の障がいが重複するもの、またはそれと同程度以上のもの

〇支給制限　　所得が一定額を超える場合は支給されません。
施設入所者や病院等へ3か月以上継続して入院している場合は資格喪失となります。

〇窓口　　障がい福祉課　電話 34－3036　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## ☆ 心身障害者福祉手当（市の制度）

年齢、障がいの程度等により次のとおり手当が支給されます。

〇内容［手当は年1回、12 月末日頃の支給となります。］

| 支給要件 | | | | 支給年額 |
|---|---|---|---|---|
| 11月1日現在で右要件に該当し、松本市に住民登録のある方で、市民税が非課税の方 | 20 歳以上 | 在宅者 | 身体障害者手帳　1級<br>療育手帳　A1、A2<br>精神障害者保健福祉手帳<br>1級、2級<br>（有効期限切れ精神手帳の場合、11月1日時点で更新手続きを行われていない方は支給されませんのでご注意ください。） | 33，000円 |

〇新規申請　　新規申請については、毎年11月10日までに申請された方が当該年度の資格審査対象者となります。

○支給制限　特別養護老人ホーム等の施設入所者、措置入院者および特別障害者手当の受給者は受給資格がありません。

○窓口　　障がい福祉課　電話 34－3036　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## ☆ 特定疾患患者見舞金（市の制度）

特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給します。

○内容　　年額12，000円

○要件　　⑴または⑵に該当する方で、松本市に1年以上居住している方
⑴ 特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾病医療受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証等の交付を受けている方
⑵ 下表（22 種類）の疾病の方（医師の証明が必要です）

| | | |
|---|---|---|
| 1 ステロイドホルモン産生異常症 | 9 ジストニア | 16肝内胆汁うっ滞 |
| 2 神経性食思不振症 | 10 正常圧水頭症 | 17肝内胆管結石症 |
| 3 末端肥大症 | 11ネフローゼ症候群 | 18慢性膵炎 |
| 4 網膜脈絡膜萎縮症 | 12 慢性腎炎 | 19シェーグレン症候群 |
| 5 メニエール病 | 13 肺線維症 | 20橋本病 |
| 6 突発性難聴 | 14 慢性肝炎 | 21免疫不全症候群 |
| 7 特発性両側性感音難聴 | 15 肝硬変 | 22側頭動脈炎 |
| 8 ギランバレー | | |

○注意事項　⑴ 年度のうちで（4月から翌年3月まで）、毎年1回の申請となります。
⑵ 年度を遡っての申請はできません。
⑶ 本人が亡くなってから、遡っての申請はできません。

○窓口　　松本市保健所　保健予防課　電話40－0701　FAX40－0811
（県松本合同庁舎内）

## 心身障害者(児)扶養共済

心身障がい者(児)を扶養している方が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している方が死亡または著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

○内容

| | |
|---|---|
| 加入者が死亡し、または著しい障がいを有する状態になったとき | 月額1口 20,000 円 |
| 1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき | 弔慰金<br>1 口 30,000 円～ 250,000 円 |
| 5年以上加入し制度を脱退したとき | 脱退一時金<br>1口 45,000 円～ 250,000 円 |

○加入要件　身体障害者手帳1～3級の者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)を扶養している保護者(父母、配偶者等)で、県内に居住し、65歳未満で、特別な疾病または障がいのない健康状態であること

○掛金　加入時の年齢により、1口月額9, 300円～23, 300円
(注1)掛金が減額や免除になる場合があります。
(注2)世帯の所得状況により掛金の補助があります。(市の制度)

○窓口　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降最初の3月31日までに、交通または災害事故により、父または母が死亡もしくは重度の障がい者となった遺児等に支給されます。

〇内容　　遺児1人につき　150，000円

〇障がい程度　国民年金法による障がい程度1級に相当する障がい
（身体障害者手帳1、2級程度、精神障害者保健福祉手帳１級程度）

〇窓口　　松本市社会福祉協議会
地域福祉課　電話 27－3381　FAX27－2239

## 交通及び災害遺児等福祉金

交通事故または災害事故により、父または母が死亡もしくは重度の障がい者となったとき、18歳までの児童に支給されます。（ただし、事故発生月の初日前6カ月から引続き、松本市に住所があること）

〇内容

| | |
|---|---|
| 認定時福祉金 | 遺児1人につき　55，000円（1回のみ） |
| 年額福祉金 | 遺児1人につき　60，000円<br>（所得税額が一定額以上の場合は　50，000円） |
| 小中学校入学等一時金 | 100，000円<br>（4月1日現在において受給資格を有する満6歳、満12歳の遺児1人につき） |

〇窓口　　こども福祉課　電話 33－9855　FAX36－9119

## 4 税金

### 自動車税・軽自動車税の減免

（注）下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。

障がい者の方が 4 月 1 日現在または新規登録時に所有し、かつ使用する自家用車等について、次により自動車税・軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

| 障がい種別 | | 所有者（納税義務者） | 運転者 |
|---|---|---|---|
| 身体障がい者 | 18歳以上 | 本人 | 本人または同一生計者 |
| | 18歳未満 | 本人または同一生計者 | 同一生計者 |
| 知的障がい者<br>精神障がい者 | | 本人または同一生計者 | 本人または同一生計者 |
| 身体障がい者および知的障がい者、精神障がい者のみで構成される世帯の障がい者 | | 本人 | 障がい者を常時介護する方 |

○障がい程度

| 障がい区分 | | 本人運転 | 同一生計者運転 |
|---|---|---|---|
| 身体障がい | 視覚 | 1級、2級、3級、4級 | 1級、2級、3級、4級 |
| | 聴覚 | 2級、3級 | 2級、3級 |
| | 平衡 | 3級 | 3級 |
| | 音声 | 3級（ただし喉頭摘出した者のみ） | ― |
| | 上肢 | 1級、2級 | 1級、2級 |
| | 下肢 | 1級、2級、3級、4級、5級、6級 | 1級、2級、3級 |
| | 体幹 | 1級、2級、3級、5級 | 1級、2級、3級 |
| | 脳原性上肢 | 1級、2級 | 1級、2級 |
| | 脳原性移動 | 1級、2級、3級、4級、5級、6級 | 1級、2級、3級 |
| | 内部 | 1級、3級 | 1級、3級 |
| | 免疫 | 1級、2級、3級 | 1級、2級、3級 |
| | 肝臓 | 1級、2級、3級 | 1級、2級、3級 |
| 知的障がい | | A1、A2 | A1、A2 |
| 精神障がい | | 1級 | 1級 |

⑴ 所有者(納税義務者)とは、車検証上の所有者欄(ローン契約等で所有権が自動車販売店等に留保されている場合は使用者欄)に氏名が記載され、軽自動車税、自動車税の納税義務者となっている方です。
⑵ 自動車税の減免される税額には限度額が設けられています。
⑶ 申請は毎年行う必要はありませんが、次の場合には新たな申請や届出等が必要となります。
① 減免対象となっている自動車が障がい者の方のために使用されなくなったとき。
② 障がい者手帳を有する方が亡くなったとき。
③ 住所・氏名の変更、障がい者手帳の記載内容の変更、運転者の変更、自動車(買い替え等)や登録番号(ナンバープレート)の変更等、減免申請書の記載内容に変更が生じたとき。
⑷ 減免の対象となる自動車は障がい者一人に対し1台のみです。
⑸ 自動車の構造が障がい者の利用に供するために改造された自動車についても減免になる場合があります。
⑹ 障がい程度については、個別判定による級別により判断します。
⑺ 軽自動車税の減免は、原動機付自転車等の二輪自動車も減免の対象です。

〇持ち物　①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
②減免を受けようとする自動車の車検証
③運転される方の運転免許証
④納税義務者の個人番号カード又は通知カード(注1)
⑤同一生計証明書等(注2)
(注1)通知カードは廃止日(令和2年5月25日)以降、記載内容に変更がない場合に限ります。
(注2)障がい者本人と同一世帯でない方の車両を減免申請する場合に必要です。証明書は障がい福祉課、こども福祉課、西部福祉課で発行します。

〇申込期限
・自動車税　自動車税の納期限
年度途中に手帳を交付された場合、交付年月日から 30 日以内
年度途中で自動車を購入した場合、登録した日から 30 日以内
・軽自動車税　軽自動車税の納期限

〇窓口　⑴自動車税について
中信県税事務所　電話40－1905　FAX47－7820
⑵軽自動車税について
松本市役所市民税課　電話33－4218　FAX36－9345

## 所得税、市民税・県民税に関する所得控除

自己、自己の同一生計配偶者又は扶養親族が、障がい者(児)に認定された年分の所得税(市民税・県民税は翌年度)から、所得控除(障害者控除)が受けられます。

| 区分 | 障がい程度 | |
|---|---|---|
| 普通障害者控除 | 身体障がい | 3級・4級・5級・6級 |
| | 知的障がい | B1・B2 |
| | 精神障がい | 2 級・3 級 |
| 特別障害者控除 | 身体障がい | 1 級・2 級 |
| | 知的障がい | A1・A2 |
| | 精神障がい | 1 級 |
| 同居特別障害者控除 | 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、自己または自己の配偶者もしくは、自己と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者 | |

(注1)身体障害者手帳等を交付されていない方でも所得控除が受けられる場合があります。
(注2)控除を受けるためには、確定申告、市民税・県民税申告、年末調整のいずれかの手続が必要です。
詳しくは松本市役所市民税課までお問い合わせください。

○窓口　⑴所得税　松本税務署(国税局電話相談センター)
電話32－2790　音声ガイダンス1番
⑵市民税・県民税　市民税課　電話34－3232　FAX36－9345
(注3)給与所得者は所得税、市民税・県民税ともに勤務先の給与担当

## 利子等の非課税(障害者マル優)

一定の手続きにより、障がい者が預け入れた小額貯蓄および小額公債について、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。

○対象者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等の受給者
障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給者

○窓口　銀行、証券会社等

## 相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

〇窓口　松本税務署（国税局電話相談センター）　電話32－2790　音声ガイダンス1番

## 贈与税の非課税

特定贈与信託を利用することで、贈与税の一定額が非課税となります。詳細は担当窓口へお問い合わせください。

〇窓口　信託銀行等



## 5 貸付制度

### 生活福祉資金の貸付

生活福祉資金貸付制度は低所得世帯や障がい者・高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図ることができる場合に、低利または無利子で必要な資金を貸し付ける制度です。

なお、資金の種類および貸付用途、貸付要件等がありますので、貸付が受けられるかなどの詳細は担当窓口にお問い合わせください。

〇貸付対象　　身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の属する世帯（他制度優先）

〇窓口　　松本市社会福祉協議会　生活福祉課　電話25－7311　FAX27－2239

※生活福祉資金借受者が負担した利子について、補助を受けられる場合があります。
（松本市役所　福祉政策課）




若林　広大作「オレ流鳥獣戯画」

## 6 移動支援

### 鉄道運賃の割引

○割引を受けるには

割引を受けるためには、精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社運賃減額区分が記載されていることが必要です。記載を希望される方は、障がい福祉課、西部福祉課、こども福祉課のいずれかへお越しください。

また、有効期限が切れた手帳や写真が貼付されていない手帳については、割引が適用されませんのでご注意ください。

○割引区分　　第1種は障害等級が１級の方。第2種は障害等級が2級または3級の方。

○利用方法　　手帳を呈示して駅の窓口で購入してください。

○お問い合わせ　割引条件等の詳細はJRに直接お問い合わせください。また、私鉄等の割引についても各鉄道会社にお問い合わせください。

### 国内線航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する方は、航空運賃が次のとおり割引されます。

| 要件 | 割引対象者 |
|---|---|
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が単独、または介護者とともに搭乗する場合 | 本人、介護者 |

○対象空路　　国内線定期航空路の区間（年齢制限や割引対象者等適用条件の詳細については航空会社ごとに取扱いが異なる為、各航空会社にお問い合わせください。）

○利用方法　　障がい者手帳を航空会社の窓口に呈示して購入してください。

## バス運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は次のとおり割引されます。

| 区分 | 適応範囲 | 割引率 |
|---|---|---|
| 普通乗車券 | 単独又は介護者とともに乗車する場合 | 5割引 |
| 定期乗車券 | 〃 | 3割引 |

〇適用範囲　割引対象とする障がいの種別、介護者の必要性の認定は、各会社(または運転手)の判断によります。

〇利用方法　乗降車時に運転手に障がい者手帳を呈示し、割引料金を支払ってください。

〇その他　上記割引内容は、バス会社によって扱いが異なります。
回数券の購入・使用方法、高速バスの割引についてなど、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

## タクシー運賃の割引

障がい者手帳をお持ちの方は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。
(相乗りする場合も、障害者が乗車する区間については、割引対象となります。)

〇割引　1割引

〇適用範囲　該当要件はタクシー会社ごとに異なるため、ご利用の際は事前にお問い合わせください。

〇利用方法　必ず乗車後すぐに、運転手へ障がい者手帳を呈示してください。
(注)料金精算時では対応できないことがあります。

〇窓口　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111
(70 歳以上の方)高齢福祉課　電話 34-3214　FAX34-3016

## 福祉 100 円バス事業(パス券交付)(市の制度)

障がい者手帳をお持ちの方、難病の方は、福祉 100 円バス乗車パス券により松本市内のバス路線および上高地線電車を1乗車 100 円で乗車できます。

〇対象路線　⑴市内の生活バス路線(高速バス等を除く)
⑵上高地線電車(JR電車は使用できません)
⑶新島々以西のバス路線は、安曇、奈川地区管内の対象者のみ

〇利用方法　⑴パス券を乗務員や駅員に提示して運賃を支払ってください。
⑵市内バス路線、上高地線電車は 100 円で全路線乗車できます。
⑶市外バス路線は、市内区間は 100 円、市外区間は実費負担となります。
⑷介護者割引については、鉄道運賃、バス運賃割引のページをご参考ください。

〇注意事項　⑴対象者はパス券所持者のみで、介助者は 100 円になりません。

〇持ち物　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病の方については診断名のわかるもの(特定医療費(指定難病)受給者証、診断書等)、顔写真(縦3cm×横2.5cm)

〇窓口　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西部福祉課　電話 92－3002　FAX92－7111
(70 歳以上の方)高齢福祉課　電話 34-3214　FAX34-3016

## 障がい者の上高地通行許可

自力でバス、タクシーの利用ができない常時車いす利用の障がい者等が、自家用車等で上高地バスターミナルまで乗り入れることを許可するものです。

〇要件　松本警察署へ出向いての、障がい者本人の身体状況の確認によります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

〇持ち物　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳

〇窓口　松本警察署　電話25－0110(代)

## 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

障がい者等用駐車区画を適正利用できるように、障がい者の方、高齢者の方、妊産婦の方等に利用証（パーキング・パーミット）を交付します。利用証には有効期限があり更新が必要になります。

<table>
<tr><th colspan="4">区分</th><th>交付基準</th></tr>
<tr><td rowspan="10">身体障がい者</td><td colspan="3">視覚障がい</td><td>身体障害者手帳　4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">聴覚障がい</td><td>身体障害者手帳　3級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">ろうあ</td><td>身体障害者手帳　3級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">平衡機能障がい</td><td>身体障害者手帳　5級以上の者</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>身体障害者手帳　2級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>身体障害者手帳　6級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>身体障害者手帳　5級以上の者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳原性</td><td>上肢機能</td><td>身体障害者手帳　2級以上の者</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>身体障害者手帳　6級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・肝臓）</td><td>身体障害者手帳　4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="3">ヒト免疫不全ウイルスによる<br>免疫機能障がい</td><td>身体障害者手帳　4級以上の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">知的障がい者</td><td>療育手帳所持者　A1、A2</td></tr>
<tr><td colspan="4">精神障がい者</td><td>精神障害者保健福祉手帳　1級の者</td></tr>
<tr><td colspan="4">発達障がい者</td><td>歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者</td></tr>
<tr><td colspan="4">難病患者</td><td>特定医療費（指定難病）受給者<br>特定疾患医療受給者<br>長野県特定疾病医療受給者<br>先天性血液凝固因子障害等医療受給者<br>小児慢性特定疾病医療受給者</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他けが人または病気等の者</td><td>けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者</td></tr>
<tr><td colspan="4">高齢者</td><td>要介護1以上の者　（窓口：高齢福祉課）</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| 妊産婦 | 母子健康手帳の取得者<br>※産後は２歳未満の子どもを同伴する場合に限る<br>（窓口：健康づくり課） |

〇持ち物　　障がい等の分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、受給者証等）

〇窓口　　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

〇郵送の場合
・宛先　　〒380－8570（住所記載不要）
長野県 地域福祉課 信州ﾊﾟｰｷﾝｸﾞﾊﾟｰﾐｯﾄ制度担当
電話026－232－0053　FAX026―235―7172
・提出書類　申請書、障がい等の分かる書類（障がい者手帳、受給者証等）の写し、返信用切手（180 円）

## 松本市自転車駐車場（有料）の減免

障がい者手帳をお持ちの方は、有料自転車駐車場の定期使用にかかる費用が減免になります。（注）一時利用の場合は対象外

〇対象者　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

〇対象駐車場　⑴松本駅北自転車駐車場
⑵松本駅アルプス口自転車駐車場

〇窓口　　自転車推進課　電話34－3245　FAX34－3202

## 駐車禁止規制の適用除外

障がい者手帳等をお持ちの方に対して、駐車禁止除外標章が交付されます。

〇要件　　障がい者手帳の障がい等級・程度により要件等が定められております。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

〇持ち物　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、車検証の各写し

〇窓口　　松本警察署　電話25－0110(代)

# 7 在宅生活の援助

## 自立支援給付(介護給付・訓練等給付)／障害児通所給付

自立支援給付(介護給付・訓練等給付)で受けられるサービスは、主に在宅で利用するサービス(訪問系)、通所して利用するサービス(日中活動系)、居住の場として利用するサービス(居住系)の3つに分類されます。

⑴対象者　　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病患者

⑵サービス利用の流れ(一般的な利用の流れ)

相談

障がい福祉課、西部福祉課、こども福祉課、松本市障がい者総合相談支援センターへご相談ください。

事業所の見学・体験

利用を希望する施設を見学、体験利用をしてください。(日中活動系、居住系)

障害支援区分の認定調査

認定調査員が訪問し、定められた項目の調査を行います。

サービス等利用計画作成

指定特定相談支援事業所の職員(相談支援専門員)が本人や家族の意向を聞きながら、サービス等利用計画を作成します。

支給決定

障害福祉サービス受給者証を交付します。

サービス利用開始

障害福祉サービス受給者証を障害福祉サービス事業所へ提示し利用契約を結びます。契約に基づきサービスの利用が開始になります。

## ＜ 訪問系サービス ＞

| サービス名 | | サービス内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 居宅介護<br>（ホームヘルプ） | 居宅で、入浴、排せつ、食事等の介助のほか、調理、洗濯、掃除等の支援を行います。また、通院等の介助（知的障がい・行動障がい等があり見守りが必要な場合）も行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の障がいがあり常に介護が必要な方へ、居宅で入浴、排せつ、食事等の介助、外出時の移動の補助等を総合的に行います。 |
| | 同行援護 | 視覚障がいがあり移動が困難な方へ、移動時に必要な情報の提供や移動に必要な補助を行います。 |
| | 行動援護 | 知的や精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方へ、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の補助を行います。 |
| | 重度障害者等<br>包括支援 | 重度の障がい等で介護の必要が高い方へ、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。 |

## ＜ 日中活動系サービス ＞

| サービス名 | | サービス内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方へ、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。 |
| | 生活介護 | 常に介護を必要とする方へ、昼間、施設で入浴、排せつ、食事等の介助を行うとともに、創作活動等の機会を提供します。 |
| | 短期入所<br>（ショートステイ） | 居宅で介護する方が病気等で一時的に介護ができない時に、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事等の介助を行います。 |
| 訓練等給付 | 就労移行支援 | 一般企業等への就職を希望する 65 歳未満の方へ、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| | 就労継続支援A型<br>（雇用型） | 一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方へ、雇用契約に基づき、生産活動の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 |
| | 就労継続支援B型<br>（非雇用型） | 一般企業等や雇用契約に基づく就労が困難な方へ、生産活動の提供や、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 |
| | 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した方へ、就労に伴う生活面の課題に対応するための指導、助言等の支援を行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| | 就労選択支援 | 障がいのある方が、自分に合った働き方や就労系サービスを選べるように支援を行います。 |
| | 自立訓練<br>（機能訓練） | 身体障がいのある方へ、理学療法等のリハビリテーションや生活能力向上のための必要な訓練を行います。 |
| | 自立訓練<br>（生活訓練） | 知的や精神の障がいがある方へ、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する助言等の支援を行います。 |

## ＜ 居住系サービス ＞

| サービス名 | | サービス内容 |
|---|---|---|
| 介護給付 | 施設入所支援 | 施設に入所する方へ、主に夜間・休日に、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。 |
| 訓練等給付 | 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。 |
| | 自立生活援助 | 1人暮らしを希望する障がいがある方に対して、定期的または随時の居宅訪問により課題を把握し、必要な助言や連絡調整等の支援を行います。 |
| | 宿泊型自立訓練 | 知的や精神の障がいがある方へ、居室や設備等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。 |

## ＜ 相談支援給付 ＞

| サービス名 | サービス内容 |
|---|---|
| 計画相談支援 | サービス等利用計画案の作成や、支給決定されたサービス等の利用状況の検証、サービス事業者等との連絡調整等を行います。 |
| 地域移行支援 | 施設に入所、または長期間精神科病院に入院している方が地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他必要な支援を行います。 |

（注）訪問系・日中活動系・居住系サービスの事業所や相談支援（計画相談支援・地域相談支援・障害児相談支援）の事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

＜障害児通所給付＞

| サービス名 | サービス内容 |
|---|---|
| 児童発達支援 | 未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 学校就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい児に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適用のための専門的な支援を行います。 |

（注）事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

⑶負担上限月額について

障害福祉サービスの利用には、原則、1割の自己負担が発生します。負担上限月額については以下のとおりです。

就学前の障がい児の発達支援の無償化、障害児通所支援に係る多子軽減等、負担上限額月額の軽減の詳細については、直接、担当窓口へお問い合わせください。

<table>
<tr><th colspan="2">所得区分</th><th>負担上限月額</th></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護</td><td>0円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得1<br>（市町村民税非課税者であって障がい者または障がい児の保護者の収入が年間80万円以下である者）</td><td rowspan="2">0円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得2<br>（市町村民税非課税者のうち、低所得1に該当しない者）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般1<br>（市町村民税課税世帯に属する者のうち、居宅で生活する者または20歳未満の施設入所者かつ、市町村民税所得割額が16万円（障がい児及び20歳未満の施設入所者にあたっては28万円）</td><td>居宅で生活する障がい児</td><td>4，600円</td></tr>
<tr><td>居宅で生活する障がい者および20歳未満の施設入所者</td><td>9，300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般2<br>（市町村民税課税世帯に属する者のうち、一般1に該当しない者）</td><td>37，200円</td></tr>
</table>

〇窓口　　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 地域生活支援事業（利用計画が不要なサービス）

市が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するサービスで、利用計画は不要です。

| サービス名 | サービス内容 |
|---|---|
| 移動支援 | 屋外での移動等が困難な障がいのある方へ、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。<br>**（注）自立支援給付の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給対象となる場合は、自立支援給付が優先します。** |
| 日中一時支援 | 居宅で介護する方が病気・仕事等で一時的に介護ができない時、施設等で日中の介護（保護）を受けられます。 |
| 訪問入浴サービス | 家庭での入浴が困難な重度身体障がい者（児）、および難病患者の方に対して、自宅に浴槽を搬入し入浴を行います。 |
| 地域活動支援センター | 障がい者等が通所し、日常生活訓練や社会適応訓練、創作的活動等のサービスを受けられます。<br>**（注）介護保険も対象になる方は、原則として介護保険のデイサービス（通所介護）の利用が優先します。** |

（注）事業所の詳細情報は別冊「事業所一覧」に掲載しておりますので、ご確認ください。

○窓口　　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西部福祉課　電話 92－3002　FAX92－7111




布施　陽子作「うさぎの曲芸」

## 介護保険制度

介護保険被保険者で要介護認定を受けた方は、原則として介護保険のサービスを優先して利用することとされています。ただし、介護保険の対象とならないサービスは障害福祉サービスを利用することができるため、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

| | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 |
|---|---|---|
| 区分 | 65歳以上の方 | 40歳以上65歳未満の健康保険に加入している方 |
| 給付の対象者 | ・寝たきり、認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常生活に介護が必要な方（要介護者）<br>・日常生活の一部に支援が必要だが心身の機能の維持、改善が見込める方（要支援者） | ・国で定めた特定疾病（16疾病（注））によって、介護または支援が必要となった方 |

（注）特定疾病（16 疾病）

脳血管疾患、骨折を伴う骨粗鬆症、筋萎縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患（パーキンソン病、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、シャイドレーガー症候群、オリーブ橋小脳萎縮）、脊髄小脳変性症、後縦靭帯骨化症、閉塞性動脈硬化症、関節リウマチ、慢性閉塞性肺疾患、早老症、がん末期

〇窓口　　高齢福祉課　電話34－3213、34－3214、34－3237、34－3061
FAX　34－3016、34－3026

## 有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」

松本市社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方がより快適な在宅生活を送れるよう、地域住民の皆さんの支えあいによる有償の支援を行っています。(会員制)
(注)協力できる会員がいない場合は、お断りすることもあります。

○対象者　　支援が必要な方

○費用負担　　年会費1,000円
家事支援……1時間990円
外出支援……1時間1,210円
ゴミ出し支援(一般家庭ゴミ)…1回165円(1回で2袋まで)

○窓口　　松本市社会福祉協議会　地域福祉課
電話25－7330　FAX27－2239
各地区の地区生活支援員

## タイムケア事業

介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で介護サービスを受けられます。

○対象者　　在宅の心身障がい者(児)(身体障がい者は重度に限る)

○利用時間　　年300時間以内(送迎時間を含む)

○費用負担　　食費等実費については自己負担となります。

○利用方法　　市に利用者および介護者の登録を行います。

○窓口　　障がい福祉課　電話 34－3036　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 訪問給食サービス（市の制度）

65歳以上の高齢者や障がい者のみの世帯の方に対し、訪問による給食サービスを提供することにより、その安否確認や健康維持・食の確保による自立支援を図ります。

〇利用対象者　四賀地区、安曇地区、奈川地区に住所を有する方

〇事業内容　最大週6回、昼食を配送

〇利用料　1食　500円（利用料金は委託事業者に直接支払い）

〇窓口　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111
（65 歳以上の方）高齢福祉課　電話 34-3492　FAX34-3026

## 公営住宅（市営・県営住宅）の入居

公営住宅は指定期間に募集戸数以上の申込があった場合、抽選でのご入居となります。
県営住宅では評価選考が行われる場合もあります。
市営住宅では常時募集も受け付けております。
障がいのある方または障がいのある方と同居する世帯は、公営住宅家賃の減免が受けられる場合があります。障がいの種類、本人状況によっては 60 歳未満でも単身入居できる場合があります。身体障がい者用公営住宅もあります。

〇対象者　⑴身体障害者手帳　1級～4級
⑵療育手帳　A1～B1
⑶精神障害者保健福祉手帳　1級～2級
（注）60 歳未満の単身入居については、担当窓口へお問い合わせください。

〇所得制限　入居、減免条件に一定額の制限があります。

〇窓口　長野県住宅供給公社　松本事務所（合同庁舎南）
電話47－0240　FAX47－8902

## 家具転倒防止事業（市の制度）

**（注）工事前に必ず担当窓口に相談してください。**

地震発生時における家具の転倒による被害の防止、軽減を図るために、家具転倒防止金物取付工事費の一部を補助します。

〇対象者　次のいずれかに該当する者のみで構成された世帯
⑴障がい者手帳をお持ちの方
⑵75 歳以上の高齢者
⑶要介護又は要支援認定を受けている方

〇対象工事　工務店等が大型の木製家具（たんす、食器棚等）に家具転倒防止金物を取り付けた工事
**（注 1）家具転倒防止金具は、L字金物など建物の下地に強固に固定する物とし、つっぱり棒、固定ベルトなどは該当しません。**

〇補助金補助　対象経費の 2 分の1以内、かつ 2 万円以内
**（注 2）1 世帯につき、1 回限り**

〇留意点　補助金申請の受付は、工事完了後3週間以内です。

〇窓口　住宅課　電話34－3246　FAX34－3207

## くみとり料金の免除（市の制度）

次に該当する場合、し尿のくみとり料金が全額減免されます。

〇対象者　身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちで、市民税の非課税世帯の方

〇窓口　環境保全課　電話34－3024　FAX34－3202

## NHK受信料の減免

次に該当する場合、NHK 受信料が減免されます。

| | |
|---|---|
| 半額減免 | 視覚か聴覚の身体障害者手帳（等級制限なし）または身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちで、本人が世帯主であり受信契約者である場合 |
| 全額減免 | 身体・知的・精神いずれかの障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 |

※免除基準における世帯とは、「住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者」をいいます。（平成 20 年8月日本放送協会「放送受信料免除（障がい者関係）の市町村における証明事務のガイドラインより抜粋）

〇持ち物　　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

〇窓口　　NHK長野放送局営業部　電話026－291－5205
松本市役所障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 携帯電話基本使用料等の割引

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

〇対象者　　障がい者手帳をお持ちの方

〇窓口　　各携帯電話の取扱い店またはグループ店

## ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方に、周囲に知らせることができるマークを、ご希望の方に無料でお渡しします。(一人につき1個まで)

〇対象者　　義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方等
(障がい者手帳の交付を受けていなくても利用できます。)

〇窓口　　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111
(松本保健福祉事務所でも無料でお渡ししています。)

(注)障がい者に関するマークについて
街で見かける障がい者に関するマークには、様々なものがあります。
詳しくは下記、内閣府 HP をご覧ください。
https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html (内閣府)

## やまびこ文庫

図書館の本、CD、点字資料、視覚障がい者用録音図書(デイジー等)を月1回、宅配します。配達、回収は宅配業者が行います。

〇対象者　　障がい、高齢等で図書館へ行くことが難しい方

〇窓口　　中央図書館　電話32－0099　FAX37－1148



## 救急医療情報キット支給事業（市の制度）

病歴やご親族の連絡先を記載した救急情報カードを、専用ケースで冷蔵庫内に保管するものです。もしもの時は、救急隊員が救急情報カードを確認します。

令和2年度から、利用者の同意を得て、市でも救急情報カードを保管し、必要な場合には消防局等に提供します。また、利用者の名簿を、市と消防局や民生委員等が共有します。

救急情報カードの内容に変更がある場合には、お知らせください。

〇支給内容（無料）　専用ケース・救急情報カード（緊急連絡先、かかりつけ医、病歴等の情報を記載）・冷蔵庫貼付用ラベル

〇支給対象者　・65歳以上の一人暮らしの高齢者
・寝たきり状態の方または認知症の方がいる65歳以上の高齢者のみの世帯
・重度障害者で一人暮らし、または障害者のみの世帯
・避難行動要支援者名簿の登録者

〇窓口　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
こども福祉課　電話 33－4767　FAX36－9119
高齢福祉課　電話 34－3061　FAX34－3026
西部福祉課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 終活情報登録事業

万が一の事態に備え、終活情報を市に登録することで、万一の際、登録時に指定していた方が終活情報の開示を受けることができます。

〇対象者　市内在住者（年齢による制限なし）

〇登録できる内容（遺言書のような法的効力はありません）
①緊急連絡先及び情報開示指定者
②リビングウィル、エンディングノート
③遺言書の保管場所
④臓器提供に関すること
⑤生命保険や預貯金に関すること
⑥生前契約等の内容
⑦お墓の所在地または埋葬希望
⑧その他自由登録事項（スマホのロック解除方法、銀行口座、保険、家族等に伝えたい内容等）

〇窓口　高齢福祉課　電話　34－3061　FAX　34－3026
　　西部福祉課　電話　92－3002　FAX　92－7111

## 避難行動要支援者名簿

在宅で生活をしている方のうち、災害発生時において不安を抱えている、精神障害者保健福祉手帳1級などの要件に該当する方または名簿掲載を希望される方が登録することで、お住まいの町会や民生委員、自主防災組織、消防団、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、松本広域消防局、松本警察署に情報を提供いたします。平常時は地域での見守り活動等に、また災害時は避難支援等のために情報を活用します。
〇窓口　　福祉政策課　電話34－3227　FAX34－3204

## 市内各種施設の利用料金の割引

手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）または松本市福祉 100 円バス乗車パス券をお持ちの方は、博物館・美術館等の利用料金が無料になります。スマートフォンアプリ（ミライロ ID）でも、割引となる施設があります。
**（注）一部、施設や展示内容によって、別途料金がかかる場合があります。詳しくは各施設へ直接おたずねください。**

## 8 相 談　松本市役所　代表電話 34－3000

| 機　関　名 | 内　　容 | 電 話 番 号 |
|---|---|---|
| 障がい福祉課<br>相談・支援担当 | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者のサービス等に関すること | （直通）　34－3212<br>[FAX]　36－9119 |
| 障がい福祉課<br>給付担当 | 障がいのある方の各種手当、福祉医療に関すること | （直通）　34－3036<br>[FAX]　36－9119 |
| 生活福祉課 | 生活保護、生活困窮者自立支援に関すること | （直通）　34－3211<br>[FAX]　36－9119 |
| 西部福祉課<br>（新村、和田、今井、波田、梓川、安曇、奈川地区にお住まいの方） | 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、成年後見制度等に関すること<br>障害のある方の各種手当、福祉医療に関すること（資格に関すること）<br>介護保険、高齢者福祉に関すること | （直通）　92－3002<br>[FAX]　92－7111 |
| 高齢福祉課<br>介護給付担当 | 介護保険の給付に関すること | （直通）　34－3213<br>[FAX]　34－3016 |
| 高齢福祉課<br>福祉担当 | 高齢者福祉に関すること | （直通）　34－3061<br>[FAX]　34－3026 |
| こども福祉課<br>相談・支援担当 | 身体障がい児、知的障がい児、精神障がい、難病患者等に関すること | （直通）　33－4767<br>[FAX]　36－9119 |
| こども発達支援課<br>発達支援担当 | 発達及び発達障がいに関すること<br>医療的ケア児等に関すること | （直通）　24－1235<br>[FAX]　24－1236 |
| こども福祉課<br>給付担当 | 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉医療、小児慢性特定疾病医療、育成医療に関すること | （直通）　33－9855<br>[FAX]　36－9119 |
| 保育課<br>指導担当 | 障がい児保育に関すること | （直通）　33－9857<br>[FAX]　34－3236 |
| 健康づくり課 | 子育てに関すること<br>健康に関すること | （直通）　34－3217<br>[FAX]　39－2523 |
| 保健予防課<br>（県松本合同庁舎内） | 難病患者、精神保健相談に関すること | （直通）　40－0701<br>[FAX]　40－0811 |
| 市民課<br>年金担当（1 番窓口） | 国民年金、障害基礎年金に関すること | （直通）　34－3218<br>[FAX]　37－0260 |
| 住宅課<br>住宅担当 | 市営住宅に関すること<br>住宅に関すること | （直通）　34－3246<br>[FAX]　34－3207 |

| | | |
|---|---|---|
| 市民税課 | 軽自動車税減免、市民税・県民税課税、税控除に関すること | （直通） 33－4218<br>[FAX] 36－9345 |

## 行政機関等

| 機 関 名 | 内 容 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 松本市社会福祉協議会<br>（松本市総合社会福祉センター内・南松本） | ボランティアに関すること | （直通） 25－7345 |
| | 生活資金の管理・貸付に関すること | （直通） 25－7311<br>FAX(共通) 27-2239 |
| 中信県税事務所 | 自動車税(種別割・環境性能割)および軽自動車税(環境性能割)の減免に関すること | （直通） 40－1905<br>[FAX] 47－7820 |
| 松本児童相談所<br>知的障害者更生相談所 | 児童福祉、心身障がい児に関すること、知的障がい者に関すること | （代表） 91－3370<br>[FAX] 92－1550 |
| 身体障害者更生相談所<br>（長野県立総合リハビリテーションセンター内） | 身体障がいに関すること(補装具、施設入所、更生相談、巡回相談など) | （代表）<br>（026)-296-3953<br>[FAX]<br>（026)-295-0716 |
| 松本公共職業安定所 | 障がい者の雇用に関すること | （代表） 27－0111<br>[FAX] 27－0041 |
| 松本年金事務所<br>（旧松本社会保険事務所） | 社会保険、厚生年金に関すること | （代表） 25－8100<br>[FAX] 31－5183 |
| 松本税務署 | 各種税の申告・控除に関すること | （代表） 32－2790 |

## 松本市障がい者基幹相談支援センター

困難事例に対応するための会議開催、地域のネットワーク構築や地域の相談支援体制強化に向けての取り組み等を行います。

〇連絡先　　電話50－6931　FAX50－6932

〇所在地　　松本市双葉4－8　なんぷくプラザ1階

## 松本市障がい者総合相談支援センター

障がい者(児)または家族等からの様々な療育・生活上の相談等に応じ、専門員が必要な情報の提供、助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。

| センター名称 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 障がい者相談支援センター　あいほっと | 松本市南原2－16－13 | (電話)26－2970<br>(FAX)88－2924 |
| 障害者相談支援センター　中信 | 松本市梓川梓2288－3 | (電話)78－6203<br>(FAX)78－7204 |
| 相談支援センター　ライフアシスト | 松本市寿台9－1―3 | (電話)88－5252<br>(FAX)88－5353 |
| ケ・セラ社会福祉士事務所 | 松本市出川町11－6 | (電話)88－5616<br>(FAX)88－5616 |
| ハートラインまつもと | 松本市寿北7－23－17 | (電話)88－8010<br>(FAX)88－8017 |

## 障がい者就労支援事業

障がい者の就労の機会の拡大を図るために就労相談、求職活動支援、職場定着支援等を行います。

〇相談窓口　　一般社団法人ぴあねっと

〇連絡先　　電話番号 27－7211　FAX29－5020

〇所在地　　松本市双葉4－16　松本市総合社会福祉センター1階

## ピアカウンセリング事業

障がい者自身が相談員（ピアカウンセラー）となり、障がい者やその家族に対して、心理的援助や生活技術の習得を目指した支援を行います。

〇相談窓口　　一般社団法人ぴあねっと

〇連絡先　　電話番号 27－7211　FAX29－5020

〇所在地　　松本市双葉4－16　松本市総合社会福祉センター1階

## 地域活動支援センターⅠ型

専門員（精神保健福祉士等）が、医療、福祉および地域と連携を図り、障がい者に対する理解促進のための普及啓発等を行います。また、精神障がい者の生活能力向上や社会参加に向けた支援を実施します。

〇相談窓口　　燦メンタルクラブ

〇連絡先　　電話番号39－4624　FAX39－4625

〇所在地　　松本市城西1－9－2

## 松本公共職業安定所（ハローワーク松本）

障害者雇用の総合窓口として、障がい者のための窓口が設置されています。

〇公共職業訓練

障がい者の就職を容易にし、職業の自立を図るため、必要な技能の養成開発等の訓練を行います。訓練期間は職種により3カ月から2年。公共職業安定所長の受講指示を受けた方には、訓練手当が支給されます。

〇トライアル雇用

事業主が対象労働者を一定期間試行雇用することにより、業務遂行に当たっての適正や能力等を見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用へのきっかけ作りを図ります。実施期間は原則として3カ月です。

〇窓口

松本公共職業安定所（ハローワーク松本）　電話27－0111（代表）　FAX27－0041

## 松本圏域障がい者就業・生活支援センターしぇるぱ

就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、相談等を行います。

〇連絡先　　電話番号080－4178－6678

〇所在地　　松本市旭2－11－30　長野県松本旭町庁舎内（2階）



## 長野県発達障がい情報・支援センター

発達障がいやその疑いがある等の相談（コミュニケーションや行動面で気になる、保育園や学校・職場で困っている等）を行います。

〇相談日時　　平日午前9時00分～午後4時00分

〇電話番号　　0263－37－2725

〇所在地　　松本市旭町2－11－30　長野県松本旭町庁舎内

## 長野県精神保健福祉センター

こころの健康に関する電話相談を行います。

〇相談日時　　平日午前9時00分～午後4時30分

〇電話番号　　026－266－0280

〇所在地　　長野市大字下駒沢618－1　総合リハビリテーション内

## こころの相談

こころの病気について心配される方やその家族や関係者の方へ、精神科医師が相談に応じます。

〇相談窓口　松本市保健所　健康づくり課

〇相談日　毎月第4金曜日　午後1時30分～4時30分（完全予約制）

〇申込先　松本市南部保健センター　受付電話27－3455　FAX27－3464

## いのちのきずな松本

自殺に関する相談を専門相談員がお受けします。

〇相談窓口　松本市役所東庁舎4階

〇相談時間　電話相談・来所相談
平日（開庁日）の午前9時～午後5時15分

〇相談電話　34－3600（上記時間のみ）

## 長野いのちの電話（松本）

自殺予防の電話相談の研修を受けたボランティア相談員がお受けします。

〇相談窓口　社会福祉法人　長野いのちの電話

〇相談時間　午前 11時～午後 10 時

〇相談電話　0263－88－8776
0120－783－556（毎月10日の8時～翌日8時、毎日16時～21時）
0570－783－556（10時～22時　有料ダイヤル）

## 日常生活自立支援事業

認知症、精神障がい、知的障がい等で判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス等の利用手続き、金銭管理、重要書類の保管等の支援を行います。

〇相談窓口　　松本市社会福祉協議会　電話27－3381　FAX27－2239

## 成年後見制度

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分でない方の不動産や預貯金などの財産管理や日常生活での様々な契約などを、家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援する制度です。

〇内容

| 種別 | 後見 | 保佐 | 補助 |
|---|---|---|---|
| 対象となる方 | 判断能力が日常的に欠けている方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申立する人 | 本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長など | | |
| 行為の制限 | 行為、代理等全ての法的行為 | 契約、代理等の法的行為の一部 | |

〇相談窓口　【主に本人や家族の方からの制度概要や手続き方法などの一般的な相談】
障がい福祉課　電話34－3212　FAX36－9119
高齢福祉課　電話34－3237　34－3061　FAX34－3026
西部福祉課　電話92－3002　FAX92－7111
【主に医療・福祉などの支援者の方からの専門的な相談】
成年後見支援センター　かけはし　電話88－6699　FAX88－6647

# 9 資 料

## 障がいのある人を虐待から守りましょう

障害者虐待防止法(「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」)は虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

障がいのあるなしにかかわらず一人ひとりが大切にされ安心して生活できるよう、虐待の防止に取り組みましょう。

〇障がい者虐待の種類

障害者虐待防止法では障害者虐待を以下の 3 種類に分けています。

⑴養護者による虐待

家族や親族、同居する人によるもの

⑵障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等で働いている職員によるもの

⑶使用者による虐待

障がい者を雇って働かせている事業主等によるもの

〇障がい者虐待の例

次のような行為は障がい者虐待に該当します。虐待の意図を持っているかどうかは問いません。

⑴身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状況にすること(殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める等)

⑵性的虐待

障がい者に無理やり、または同意とみせかけて、わいせつなことをしたり、させたりする(裸にする、キスをする、わいせつな話をする、映像を見せる等)

⑶心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること(怒鳴る、ののしる、悪口を言う、わざと無視する等)

⑷放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること(十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療・福祉サービスを受けさせない等)

⑸経済的虐待
　本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと、また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと（年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等）

〇障害者虐待を防ぐために
　障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。
　介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。
　早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、家族など養護者が抱える問題の解決につながります。

〇相談・通報先
　障がい者虐待の相談や通報の情報は慎重に取り扱われます。「あれ？」「ちょっとおかしいかな」など気になることがありましたら、まずは下記へご相談ください。
【松本市障害者虐待防止センター】
　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
　西 部 福 祉 課　電話 92－3002　FAX92－7111

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は、国、県、市等の行政機関や民間事業者による「障がいを理由とする差別」をなくし、障がいのあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、ともに生きる、共生社会をつくることを目的としています。

〇法律の内容
　国、県、市等の行政機関や民間事業者が、事業を行うにあたり、障がいのある人に対し、障がいを理由とした不当な差別的取扱いをすることを禁止しています。また、障がいのある人から求められた社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮を提供することを、行政機関に義務づけし、事業者には努力義務としています。

〇不当な差別的取扱いとは
　障がいがあるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否・制限したり、障がいのない人に対しては付さない条件を付けたりするような行為です。
・具体例1：視覚障がいがある人が施設を利用する時に、盲導犬の同伴を断る。

・具体例2：障がいを理由に窓口対応を拒否する。

〇合理的配慮とは
　障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くよう必要な合理的配慮を行うことです。
・具体例1：段差がある場合に、車いす使用者を補助する。
・具体例2：筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。

〇民間事業者等での合理的配慮の提供
　障害者差別解消法が対象とする事業者は、企業、店だけでなく、個人事業者、社会福祉法人、NPO法人等も対象となります。事業を継続するうえで過重な負担とならない範囲で、合理的な配慮に努めることとされています。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。
　合理的配慮等の具体的な事例は、内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集　合理的配慮サーチ」に掲載されています。
ホームページアドレス　http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/

〇松本市の障がい者差別に関する相談窓口
　障がい福祉課　電話 34－3212　FAX36－9119
　（メールアドレス　s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp）

〇長野県の障がい者差別に関する相談窓口
　障がい者支援課　電話026－235－7101　FAX026－234－2369
　（メールアドレス　fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp）

精神障がい者福祉制度のあらまし
令和8年4月　改訂
編集・発行　松本市　健康福祉部　障がい福祉課
〒390-8620 松本市丸の内3番７号　松本市役所
相談・支援担当　TEL 0263-34-3212　FAX 0263-36-9119
給付担当　　TEL 0263-34-3036　FAX 0263-36-9119
htttps://www.city.matsumoto.nagano.jp

# 松本市第４次障がい者計画

## 基本理念

